

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

| | | | | | | |
|------|--|-------------------------|------|--------------|------|--------------|
| 法令名 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | | 法令番号 | 平成13年法律第64号 | | |
| 手続名 | 第一種特定製品の管理者への措置命令 | | 根拠条項 | 第18条第3項 | | |
| 処分基準 | <p>(1) 処分を行う場合</p> <p>第18条第1項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、同条第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときに処分を行う。</p> <p>・第18条第1項 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者(管理第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。)の管理第一種特定製品の使用等の状況が第16条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 ※第16条第1項に規定する判断の基準となるべき事項については参考資料のとおり</p> <p>・第18条第2項 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(2) 処分の内容 期限を決めて、上記の勧告に係る措置をとるよう命ずる</p> | | | | | |
| | 対応区分 | 1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与 * | 処理機関 | 県民環境部 環境課 | 交付機関 | 県民環境部 環境課 |

* 基準違反内容により個別に判断